（5）学生の生活支援

担任及び学生相談室のスクールカウンセラーを中心に、学生生活を支援している。

学生相談室　利用規程

（目的）

第1条　学生および保護者が抱える悩み、問題について相談に応じ、また、グループワーク等の企画を通して、心の健康の保持増進を図ることによって、充実した学生生活を送ることができるよう助力することを目的とする。なお、「相談」とは臨床心理士などこころの専門家による心理カウンセリングを指す。

（利用者）

第2条　次の者が利用可能とする。

（1）本校の在校生

（2）本校の在校生の保護者

（3）その他校長が許可した者

（設置場所）

第3条　本校4階　学生相談室

（開設日時）

第4条　時間は曜日によって異なるため、掲示を確認のこと。なお、日時変更等がある場合については、その都度掲示等により連絡する。

（費　用）

第5条　相談を受ける費用は原則無料とする。

（利用方法）

第6条　利用方法は下記のとおりとする。

（1）相談希望者は、第4条に定める開設日時に随時利用できる。（但し、相談中の場合を除く）

（2）相談日の予約を希望する場合は、学生相談室にいるスクールカウンセラーまたは、学生トータルサポートセンターに直接申し込むか、電話もしくはメールで申込を行い、予約日を取った上で来室する。

（3）当日の相談枠が空いていれば、予約なしでも相談を受けることができる。

（利用上の注意）

第7条

（1）相談時間は、1 回 30 分を原則とする。相談は 1 回のみ受けることも、継続して受けることもできるが、スクールカウンセラーと相談の上、決めるものとする。

（2）相談は、1人でも、複数人でも利用できる。

（3）相談を受けるために授業を欠席する場合は、公欠扱いにはならない。

（4）電話やメールでの申込は予約専用であり、相談を受けることはできない。

（5）メールで申込んだ場合、その時点では予約完了ではない。相談室からの返信には時間を要する場合もあるが、相談室から返信される予約確認メールを必ず確認の上、来校することとする。

（6）学生相談室の利用方法の詳細については、各自で掲示を確認することとする。

（管理責任者）

第8条　学生相談室の管理は、学生トータルサポートセンターの責任者が行う。